

佐賀県人事委員会告示第3号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験	開示する内容			試験	開示する内容		
略			略	略			略
佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者に限る。)	第1次試験受験者に係る総合評価	第1次試験合格発表の日から1年		佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者に限る。)	第1次試験受験者(試験区分が総合土木又は建築である者を除く。)に係る総合評価	第1次試験合格発表の日から1年	
					第1次試験不合格者(試験区分が総合土木又は建築である者に限る。)に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名		
				第1次試験合		第2次試験不	

改正前				改正後			
						格者（試験区分が総合土木又は建築である者に限る。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名	合格者については、第2次試験合格発表の日から1年 第2次試験合格者については、最終試験合格発表の日から1年
		第2次試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から1年 第2次試験合格者については、最終試験合格発表の日から1年			第2次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第2次試験合格発表の日から1年
						第2次試験合格	最終試験合格

改正前				改正後			
						格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	発表の日から1年
		最終試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	最終試験合格発表の日から1年			最終試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	